

子ども家庭支援センターの携帯電話等に関わる問題の対応について

1. 子ども家庭支援センター
 - 子ども家庭支援センター係（子ども総合相談と子育て啓発事業等）
 - 子ども家庭相談係（児童虐待の対応と養育困難家庭への支援等）
 - 発達支援係（発達相談と親子グループ活動等）
 - ドリーム学園（児童発達支援事業所）
2. 相談業務について
 - ①子ども家庭支援センター係では、不登校を主訴とした相談の中で、その原因がゲームで昼夜逆転となってしまったというような事例がある。
 - ②子ども家庭相談係では、虐待（身体、ネグレクト、心理等）への対応や養育困難家庭への支援が主要な業務で、その相談を受けたり、支援していく中で、携帯電話やスマートフォン、ゲーム依存、SNS などの問題も表出されている。
3. 具体例
 - (1) 不登校の事例
 - A ケース…母と長女 2 人世帯（母親が中学生の長女に、他の子どもとコミュニケーションをと思い、スマートフォンを買い与えたところゲームなどに夢中となり昼夜逆転となった。）
 - (2) 家庭の養育力不足の事例
 - B ケース…母と姉妹 3 人世帯（母親はゲームに夢中、中学生の長女の LINE で知り合った大学生が家に入りびたっていた。母親は注意できず。）
 - (3) 虐待の事例
 - C ケース…父母と兄弟 4 人世帯（中学生の長男のゲームの課金が判明、父親から「死ぬ」などの暴言があった。）
4. 支援について

ケースごとに毎週木曜日の支援会議で方針を決定して、地区相談員が関係機関と連携をとりながら訪問支援等、または、地域（市内を 6 地区に分けたブロック会議、年に 5～6 回開催）の中での、関係機関（学校、学童保育所、児童館など）が情報交換や見守り支援を行っている。